

① 基金、貳百五拾金 (① 協議團の積立金、貳百五拾金、他團體の寄附を含む)

(四) 労働状態

(一) 賃銀支拂方法 (一) 常働制 (一) 月二回、十回と廿九日、

(二) 労働時間 (一) 始業時、七時半 (一) 終業時、五時半、

(一) 途中休憩 (午前十分 午後三十分 午後十分) (但し震災前)

(一) 震災後は休憩なし (一) 残業平均 (一月平均) 三時間 (一旦)

(一) 定期休業 毎日曜日

(三) 温情的施設 無し

(一) 会社が組合に対する態度は非常に威制的である

(一) 賃銀状態

段丈工	四、〇〇	三、五〇	三、七〇
	最高	最低	平均

植阜工	三、七〇	三、四〇	三、五五
文樺工	三、六〇	二、三〇	二、九五
解版工	二、七〇	二、二〇	二、四五

B. 争議

(一) 原因

(一) 直接原因及び争議の発端

研究社印刷所は飲田町の現在の地に移らざる先、神樂町(半込見附)にありし事業拡張のために現在の地に新工場を建築し、昔也百に同所に移轉した。然して五月廿日より六月の留まりに会社は、従業員一同にその移轉の遅延を存せしめ、整版部の従業員は他の印刷部及び鑄造部のもの